第4号様式

福祉電話等使用貸借契約書

桜井市社会福祉事務所長　　を甲とし、　　を乙として、甲乙両当事者は桜井市福祉電話等貸与規程に基づく福祉電話等の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸与物品）

第 1 条　甲は、乙に対しその所有に係る次の物品を貸与し、乙はこれを借り受ける。

福祉電話等

（費用負担）

第 2 条　甲は、乙に対し前条の福祉電話等を無償で貸与する（維持経費を含む。）ものとする。ただし、福祉電話の基本料金及び使用料は、乙が負担するものとする。

（貸与期間）

第 3 条　福祉電話等の貸与期間は、次のいづれかに該当するにいたるまでとする。

（1）　乙が死亡したとき。

（2）　乙が身体障害者福祉法による施設へ入所したとき。

（3）　乙が桜井市外へ転出したとき。

（4）　その他福祉電話等の貸与要件に該当しなくなったとき。

（保全義務）

第 4 条　乙は、福祉電話等を善良な管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第 5 条　乙は、福祉電話等を営業用その他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供するなど、甲の信頼を裏切るようなことをしてはならない。

（損害賠償）

第６条　乙は、故意又は過失により福祉電話等を滅失、又はき損したときは、それによって甲が受ける損害を直ちに賠償しなければならない。

（返　還）

第７条　乙は、第3条に定める貸与期間が満了したとき、又は次条によりこの契約が解除されたときは、速やかに甲に対して福祉電話等を返還しなければならない。

（契約の解除）

第８条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（疑　義）

第９条　この契約に定めるもののほか疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。ただし、協議がととのわないときは、甲の指示に従うものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　住所　桜井市大字粟殿432番地の1

氏名　桜井市社会福祉事務所長　　印

乙　　住所

氏名　　印